

司法書士の懲戒制度の変遷と最近の懲戒処分の傾向

七戸, 克彦
九州大学大学院法学研究院 : 教授

<https://hdl.handle.net/2324/7153266>

出版情報 : Monthly shiho-shoshi. 618, pp.8-18, 2023-08-10. 日本司法書士会連合会
バージョン :
権利関係 :

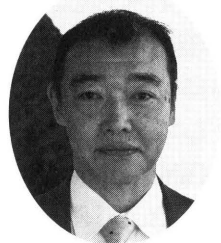


司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律（令和元年法律第29号）により、司法書士には「国民の権利を擁護し、もつて自由かつ公正な社会の形成に寄与」する使命が確立した。重要な使命・職責を有する司法書士は、当然その職務の適正を保持することが求められる。従前から、司法書士が非違行為を行った場合その所属する司法書士会の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長により懲戒処分がなされていたが、この法改正により、懲戒処分の処分権者が法務大臣へと変更された。現場で執務する司法書士は、懲戒処分の制度があることによって職務の適正をより意識するものと思われる。他方、司法書士に業務を依頼する国民にとっては、行為規範並びに懲戒処分の制度があることにより、司法書士が非違行為を行うことの抑止力となると考えられる。本特集では、新たな使命を帯びた司法書士に対する苦情申立や懲戒請求の手続きがどのようにして行われるのかを紹介し、職務の適正化に関する取組について考えてみたい。

司法書士の懲戒制度の変遷と最近の懲戒処分の傾向

九州大学大学院法学研究院教授

しちのへ かつひこ
七戸 克彦



1 考察の対象

本特集に関して、筆者に依頼された執筆内容は、「〔A〕司法書士の懲戒制度が創設された趣旨及び……〔B〕司法書士に対する懲戒処分の傾向はどのように変わってきたのかを論じていただきたい」というものであった。

このうち〔A〕司法書士の懲戒制度の歴史に関して、年表風にまとめるならば、以下のようになる。

(1) 旧司法書士法

司法書士の懲戒制度は、司法書士に関する最初の法制である大正8年司法代書人法（旧司法書士法）より存在する。

① 大正8年4月10日法律第48号「司法代書人法」……司法代書人を地方裁判所の所属とし（2条）、監督権者を地方裁判所長とした（3条）ほか、懲戒事由として「業務ノ禁止又ハ停止」と「500円以下ノ過料」を規定した（11条1項1号・2号）。

- ② 昭和10年4月4日法律第36号「司法代書人法中改正法律」……「司法代書人」の職名を現在の「司法書士」に変更し、法律名を「司法書士法」に変更した改正。2条に司法書士の所属を民事地方裁判所¹⁾とする但書を追加。
- ③ 昭和24年5月31日法律第137号「法務局及び地方法務局設置に伴う関係法律の整理等に関する法律」……11条1項柱書の「司法大臣」を「法務総裁」に変更。
- ④ 昭和24年5月31日法律第137号「法務局及び地方法務局設置に伴う関係法律の整理等に関する法律」……2条の「地方裁判所」を「法務局又ハ地方法務局」に改め、3条・11条の「地方裁判所長」を「法務局又ハ地方法務局ノ長」に改めたほか、11条1項2号の過料の額「500円以下」を「2万5,000円以下」に改めた。

(2) 現行司法書士法

昭和25年現行司法書士法は、前年に制定された現行弁護士法（昭和24年6月10日法律第205号「弁護士法」）のような完全な自治権を、司法書士に対して認めなかった。

- ① 昭和25年5月22日法律第197号「司法書士法」……同法は「司法書士会」ならびに「司法書士会連合会」²⁾の組織を法定化したが、④認可の取消権者・⑥懲戒権者のいずれに関しても、事務所所在地を管轄する法務局長・地方法務局長とされ（④につき11条、⑥につき12条）、懲戒処分は「戒告」「1年以内の業務の停止」「認可の取消」の3種となった（12条1号～3号）。
- ② 昭和31年3月22日法律第18号「司法書士法の一部を改正する法律」……認可の取消しに関して、新11条を追加（旧11条は11条の2に繰り下げ）。
- ③ 昭和53年6月23日法律第82号「司法書士法の一部を改正する法律」……司法書士の資格取得につき試験制度を導入し、従来の

認可制度を登録制度に変更。懲戒処分のうち業務停止の期間が1年から2年に引き上げられたほか、各司法書士会による注意勧告の制度が新設された（16条の2）。

- ④ 昭和60年6月28日法律第86号「司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律」……登録の取消しについては日本司法書士会連合会（日司連）に移管され、これに伴い、12条の懲戒処分のうち「登録の取消し」が「業務の禁止」に変更された。
- ⑤ 平成5年11月12日法律第89号「行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」……聴聞に関する13条を全改。
- ⑥ 平成14年5月7日法律第33号「司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律」……簡裁訴訟代理権と司法書士法人の設立を認めた大改正。懲戒については、旧12条・旧13条が47条・49条に改められ³⁾、司法書士法人に対する懲戒（48条）・登録取消しの制限等（50条）・懲戒処分の公告（51条）の規定が新設された。
- ⑦ 平成18年6月2日法律第50号「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」……法人法改正に伴い、公共嘱託登記司法書士協会についても、司法書士および司法書士法人の懲戒に関する規定を準用することとされた（70条改正）。
- ⑧ 令和元年6月12日法律第29号「司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律」……懲戒権者を法務局長・地方法務局長から法務大臣に改めたほか、清算が終了した司法書士法人についても懲戒処分ができるものとし（48条2項全改）、戒告についても聴聞手続を行うものとし（49条3項改正）、懲戒処分の除斥期間の規定を新設した（50条の2）。

(3) 平成14年改正以降の動向

以上のような司法書士の懲戒制度の変遷のうち、本稿では、平成14年改正（前記(2)⑥。施行日は平成15年4月1日）から今日に至るまでの20年間の動向に焦点を当てて検討を加える⁴⁾。

この直近20年間の懲戒処分件数に関して、あらかじめデータを示すならば、〔別表1〕のようになる⁵⁾。平成19年度と20年度、平成28年度と29年度の数字が突出しているが、それを除けば懲戒件数は多くて50件程度にとど

〔別表1〕平成15～令和4年度の懲戒件数

年度	総数	戒告	業務停止	業務禁止
平成15(2003)年度	13	4 (31%)	7 (54%)	2 (15%)
平成16(2004)年度	24	6 (25%)	17 (71%)	1 (4%)
平成17(2005)年度	36	18 (50%)	15 (42%)	3 (8%)
平成18(2006)年度	53	13 (25%)	38 (72%)	2 (3%)
平成19(2007)年度	74	19 (26%)	49 (66%)	6 (8%)
平成20(2008)年度	84	12 (14%)	65 (78%)	7 (8%)
平成21(2009)年度	50	6 (12%)	40 (80%)	4 (8%)
平成22(2010)年度	50	8 (16%)	38 (76%)	4 (8%)
平成23(2011)年度	46	9 (20%)	32 (70%)	5 (10%)
平成24(2012)年度	41	12 (29%)	26 (64%)	3 (7%)
平成25(2013)年度	49	25 (51%)	20 (41%)	4 (8%)
平成26(2014)年度	39	17 (44%)	18 (46%)	4 (10%)
平成27(2015)年度	54	25 (46%)	20 (37%)	9 (17%)
平成28(2016)年度	64	28 (44%)	29 (45%)	7 (11%)
平成29(2017)年度	61	35 (57%)	25 (41%)	1 (2%)
平成30(2018)年度	40	15 (38%)	23 (58%)	2 (5%)
平成31・令和1(2019)年度	42	16 (38%)	22 (52%)	4 (10%)
令和2(2020)年度	16	4 (25%)	11 (69%)	1 (6%)
令和3(2021)年度	16	2 (13%)	13 (81%)	1 (6%)
令和4(2022)年度	29	9 (31%)	19 (66%)	1 (3%)

まる。令和5(2023)年4月1日現在の司法書士の総数は2万3,059人であるから、懲戒処分を受ける司法書士の比率は0.2%（461人に1人の割合）ということになり、この数字は弁護士より若干少ない⁶⁾。

2 平成15年度～平成20年度

ところで、平成14年改正で新設された懲戒処分の公告の制度（51条）に関して、立法担当者ら執筆の『注釈司法書士法』は、「規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）において『当該資格者の氏名を含めて懲戒処分の内容を公表する。その際、官報に掲載した上で、国民が容易に知り得る媒体に掲載する。』とされていた」ことを受けたものとしているが⁷⁾、この記述は正確でない。というのも、この記述にいう「当該資格者」とは「弁護士」を指しており⁸⁾、これを受けて新設されたのが、平成15年改正弁護士法64条の6第3項の規定だったからである⁹⁾。

もともと、この「3か年計画」の記載が、平成15年弁護士法改正の前年である平成14年司法書士法改正における51条の新設に影響したことは間違いない。日司連では、平成15年4月1日の改正司法書士法の施行に対応して「日司連業務及び財務等の情報公開に関する規則」を制定し、それまで匿名で行ってきた「月報司法書士」上での懲戒処分の公表を、実名に切り替えた¹⁰⁾。

(1) 平成15年（旧）司法書士倫理

一方、平成14年改正による簡裁代理権の取得は、司法書士に対しても、弁護士と同様の倫理規定の制定を要求した。そのため、日司連は平成15年6月19・20日第64回定時総会で「司法書士倫理」を制定するが¹¹⁾、弁護士の側では、翌平成16年に旧「弁護士倫理」¹²⁾を全改して「弁護士職務基本規程」（平成16年11月10日会規第70号）を制定する。なお、司

法書士にあっても、その後、平成20年6月19・20日第70回日司連定時総会で「司法書士倫理」の改正を行っている。

弁護士との非弁提携に対する取締強化に伴い、整理屋は、提携先として、簡裁代理権を取得した司法書士に目をつけた¹³⁾。

一方、新たに認められた司法書士法人の業務の範囲につき、平成15年改正司法書士法施行規則¹⁴⁾は、①「他人の事業の経営、他人の財産の管理若しくは処分を行う業務」(31条1号)ならびに②「後見人、保佐人、補助人、監督委員その他これらに類する地位」で行う業務(同条2号)¹⁵⁾を規定したが、条文の勿論解釈として、これらの権限はすべての司法書士に認められることから、その後、多くの司法書士が、①財産管理業務ならびに②成年後見業務に携わるようになった¹⁶⁾。

このような司法書士の業務範囲の拡大も影響してか、平成15年度から平成18年度までの懲戒処分件数は次第に増加し、処分の内容に関しても「年々重くなっている」と分析されている¹⁷⁾。

以上のほか、司法書士に対する専門家責任追及事例の増加に対応して、平成17年1月から司法書士全員加入の損害賠償保険制度がスタートした¹⁸⁾。

(2) 平成19年(旧)訓令

その後、懲戒処分件数に関しては、平成19年度および平成20年度の数字が突如として急増する。これは、平成16年現行不動産登記法(平成16年6月18日法律第123号)の施行(平成17年3月7日)を受けて発出された、平成19年5月17日法務省民二訓第1081号法務大臣訓令「司法書士等に対する懲戒処分に関する訓令」(平成19年7月1日施行)の影響である¹⁹⁾。

司法書士の懲戒処分の基準に関しては、高度経済成長期に不動産登記業務に関する懲戒基準が民事局長通達レベルで提示されたこと

はあったが²⁰⁾、大臣の訓令として発出されたのは「司法書士100有余年の歴史の中ではじめてのことといえよう」²¹⁾。

処分内容に関しては、旧不動産登記法時代と変わらぬ旧態依然とした申請業務を咎められた事案が多いが(とくに高齢の司法書士が2年間の業務停止〔＝業務停止で最も重い〕となった例が目立つ)、平成14年改正で獲得した簡裁代理権関連の債務整理業務も目立っている²²⁾。

3 平成20年度～平成30年度

懲戒処分の急増を受けて、日司連では、平成21年度より司法書士執務調査室に綱紀部会・倫理部会・執務部会を設置し、倫理部会では懲戒事例を分析のうえ平成22年5月「懲戒事例集」を発行した²³⁾。

一方、平成19年(旧)訓令を運用する法務省にあっても、平成22年9月9日法務省民二第2237号民二課長通知「司法書士等及び土地家屋調査士等に対する懲戒処分の運用について(通知)」を発出した。この通知は、訓令4条が具体的事案における情状等により懲戒処分の加重および軽減等を行うことができる旨を規定しているにもかかわらず、同条に基づく柔軟な運用を行わず、訓令「別表」記載の懲戒処分の量定基準を機械的・硬直的に適用した例が散見されたことから、訓令4条の情状等の考慮要素を提示したもので²⁴⁾、同通知の発出以降、「懲戒処分に対する運用が以前と変わったと感じている会員も多いようである」²⁵⁾。

(1) 平成23年「司法書士法改正大綱」

だが、懲戒処分をめぐるのは、平成19年訓令の運用のほか、平成14年改正法そのものについても問題個所が指摘されていた。

その第1は、懲戒権者を法務局長・地方法務局長としている点であり、これは司法書士

の業務の中心が法務局・地方法務局の窓口業務であった時代には妥当視できたが、④司法書士の業務内容が財産管理・成年後見ならびに簡裁代理といった裁判所等における業務に拡張し、⑤司法書士法人が全国規模に展開し、さらに、⑥平成16年現行不動産登記法のオンライン申請によって、所轄の法務局・地方法務局の長が懲戒事由を知悉し妥当な判断を下せるとはいえない事案が増加している。

第2は、懲戒処分のうち、戒告に関して、聴聞や弁明の機会が設けられていない点である。この点に関しては、戒告が「被処分者を戒める旨の処分であり、『義務を課し、又はその権利を制限する処分』とはいえないため、行政手続法の不利益処分には該当しない」と説明されていたが²⁶⁾、しかし、戒告にあっても、処分内容は官報で公告され（司法書士法51条）、その職歴に残ることよりすれば、司法書士に与える不利益は大きく、他の懲戒処分と同様の手続保障を図る必要がある。

第3は、弁護士に関しては懲戒処分の除斥期間が定められているのに対し（弁護士法63条）、司法書士には同様の規定が存在していない点であり、その結果、「問題となる行為があったときから何年経っても懲戒処分を受けることがあることが問題となっている。ひどいものでは、10年以上20年近く前の〔＝平成14年司法書士法改正や平成16年不動産登記法改正前の時代の〕ことで懲戒処分となったケースがある」²⁷⁾。

そのため、日司連は、平成23年2月23日第73回臨時総会承認の「司法書士法改正大綱」において、次のような要望を掲げた²⁸⁾。

13 懲戒権限の獲得

- (1) 懲戒権者については、業務禁止につき法務大臣を処分権者とし、退会処分、業務停止、戒告につき司法書士会会長を処分権者とするとともに、司法書士会の処分に対する審査請求若しくは事務処理に関する異議申出等に対応する形で連合会

会長に司法書士会会長と同一の懲戒権を認めること。

- (2) 現状の注意勧告制度は廃止すること。
- (3) 全ての懲戒処分に関し、法上、聴聞・弁明の機会を付与する等適正手続の保障に関する規定を整備すること。
- (4) 司法書士会会員につき懲戒処分に関係する事由があったときから一定期間経過した場合は、懲戒手続を開始することができない旨の除斥期間を置くこと。
- (5) 上記の改正に伴い所要の規定の整備をすること。

その後、日司連では、早期の実現を目指す事項ないし実現可能性が高い事項に絞り込みをかけ²⁹⁾、令和元年改正（前記2(2)⑧）の際には、改正要望を以下の3点に集中した³⁰⁾。

- 1 現行の目的規定を廃止して「使命規定」を新設すること
- 2 懲戒に関して
 - ① 懲戒権者を法務大臣にすること
 - ② 懲戒処分のうち戒告についても聴聞の機会を与えること
 - ③ 懲戒処分について除斥期間を設けること
- 3 社員が一人の司法書士法人の設立に関する規定を設けること

そして、この要望事項が、令和元年改正法へと繋がるのであるが、その前に、令和元年改正前の動向について、片づけておかなければならない。

(2) 平成26年「全件調査委嘱制度」

平成20年代に起きた懲戒関連の重要な出来事には、平成26年9月22日法務省民二第401号民事局長通達「司法書士及び司法書士法人に対する懲戒処分に係る調査事務の取扱いについて」に基づき、同年10月より開始された全件調査委嘱および量定意見の制度がある。これは、懲戒処分に関する調査を司法書士会（単位会）に委嘱することができる旨を定め

た司法書士法施行規則42条2項の運用につき、原則としてすべての案件について司法書士会に調査を委嘱するものとし、また、司法書士会が調査結果を報告する際には、処分の量定に関する意見も付して報告するものである³¹⁾。

なお、42条の規定は、同規則の制定当初より存在していたが³²⁾、従前の運用においては「〔司法書士〕会に調査委嘱をしても時間がかかりすぎるとの指摘を法務局担当者から受けた、との話を聞いたことがある。現に懲戒処分の中に、法務局の独自調査事例が散見される」状況であったというから³³⁾、この状況は平成26年全件調査委嘱制度開始時には解消されていたのであろう。

(3) 平成28・29年度の懲戒処分

平成19年訓令に関する平成22年運用通知の後50件前後で推移していた懲戒処分件数が、平成28・29年度に60件を超えた理由について、『司法書士白書』は何も触れていない。

平成28年度(64例)の内訳は、不動産登記業務が26例(40%)と最も多いが、債務整理・非弁行為が15例(23%)で第2位を占めるほか³⁴⁾、財産管理・成年後見8例(13%)のうち5例が横領の業務禁止事例であることが目を惹く。

平成29年度(61例)の内訳は、やはり不動産登記業務が26件(43%)と第1位、債務整理・非弁行為が12例(20%)で第2位、財産管理・成年後見が6例(10%)で第3位である(なお、業務禁止1例は、相続財産管理の横領事例である)。

4 令和元年度～令和5年度

令和元年司法書士法改正において、懲戒処分に関する司法書士の3つの要望——①懲戒権者を法務大臣とすること、②戒告にも聴聞の機会を与えること、③懲戒処分について除斥期間を設けること——は、すべて叶えられ

た(①につき47～51条・60条、②につき49条、③につき50条の2)³⁵⁾。

(1) 令和2年(新)訓令

また、改正法の施行日(令和2年8月1日³⁶⁾)前には、①令和2年7月20日法務省民二訓第1号法務大臣訓令「司法書士及び司法書士法人に対する懲戒事務処理規則」³⁷⁾と、その下位規定である②令和2年7月20日法務省民二第460号民事局長通達「司法書士及び司法書士法人に対する懲戒事務処理細則について」³⁸⁾が発出され³⁹⁾、さらに、改正法の施行当日には、③法務省民事局「司法書士及び司法書士法人に対する懲戒処分の考え方(処分基準等)」が公表された⁴⁰⁾。

このうちの①訓令(新訓令)附則2項によって、旧法下で懲戒処分の基準を提示していた平成19年民二訓第1081号訓令(旧訓令。前記2(2))は廃止されたが、旧訓令に代わる新たな処分基準は、①新訓令ではなく、③「懲戒処分の考え方(処分基準等)」で提示され、その内容は、旧訓令に関して生じたような混乱を避けるため、非常にきめ細やかなものになっている(たとえば旧訓令の「別表」は、12種類の「違反行為」に関する「懲戒処分の量定」のみを掲記していたのに対して、③「懲戒処分の考え方」は、23種類の「違反行為」につき「懲戒処分の量定」に加えて「考慮要素」を掲記している)。

一方、平成26年民二第401号民事局長通達(前掲3(2))に基づく司法書士会への全件調査委嘱および量定意見の報告の制度は、令和元年改正法の下でも維持された(②細則8条⁴¹⁾)。

なお、懲戒処分の公告に関して、①規則8条および③「懲戒処分の考え方」第3は、「懲戒処分を受けた司法書士等の氏名又は名称、所属する司法書士会の名称、登録番号及び事務所の所在地並びに処分の年月日及びその量定を公表するものとする」と規定しているが、この公表事項の中には、それまで官報で公告

されてきた「違反行為」の項目が存在していない。その結果、官報における「違反行為」の記載は、旧法最後の懲戒事例である後掲〔別表2〕【8】（「違反行為 他人による業務の取扱い」）を最後に消失する。

(2) 令和元年改正法下の懲戒処分

改正法施行1年目（令和2年度）および2年目（令和3年度）の懲戒処分件数は、いずれも10件台と、従前と比較して極端に少ない（〔別表2〕〔別表3〕）。しかし、この数字は、改正法に移行する過渡期に生じた一時的な現象のように思われ、令和4年度の件数は例年並みに増加している（〔別表4〕）。

一方、これら改正法施行後3年間の懲戒事例（計52例）の内訳を見てみると、不動産登記20例、債務整理6例に対して、財産管理・成年後見・遺産承継が12例と、過払いバブル終焉後の司法書士の業態が、財産管理・成年後見・遺産承継業務へとシフトしていることが知られる。

なお、こうした財産管理系の業務の中で、司法書士が現在最も注力しているのが民事信託である。目下のところ、民事信託に関する

懲戒事例は存在していないが、しかし、東京地判令和3・9・17金判1640号40頁・家庭の法と裁判35号134頁が、民事信託を組成した司法書士の損害賠償責任を肯定するなど、信託業務をめぐる紛議は増加している⁴²⁾。

(3) 令和4年「司法書士行為規範」

こうした状況の変化に、日司連は、旧「司法書士倫理」（前記2(1)）を全面改訂し、「司法書士行為規範」を制定した（令和4年6月23・24日第87回定時総会承認。施行は本年（令和5年）4月1日）。

新「行為規範」は、「第11章 民事信託支援業務に関する規律」（80条・81条）を新設するなど、司法書士の業務態様の変化に対処しているが⁴³⁾、しかし、令和3年になって、司法書士は、さらに新たな業務への対応を迫られることとなった。

それは、所有者不明土地問題解消のための民法・不動産登記法の改正⁴⁴⁾であって、具体的相続分に基づく遺産分割に対する10年の期間制限（民法904条の3）はすでに本年（令和5年）4月1日より施行済みであり、相続登記の申請義務違反に対する10万円以下の過

〔別表2〕令和2年度（2020年度）懲戒事例一覧（16例……網掛けは旧法、白抜きは新法）

	処分日	官報公告日	懲戒権者／所属会	本誌掲載号	懲戒事由	処分内容	資格取得
【1】	令和2.4.30	令和2.5.15	熊本地方司法書士会	581号74頁	債務整理（和解金未払）	業務停止6か月間	平成6
【2】	令和2.7.1	令和2.7.20	水戸地方司法書士会	583号62頁	不登（虚偽登記申請）	業務停止2年間	平成12
【3】	令和2.7.7	令和2.8.7	横浜地方司法書士会	584号69頁	不登（領収証）	業務禁止	平成9
【4】	令和2.7.16	令和2.7.30	神戸地方司法書士会	583号63頁	不登（補助者丸投げ）	業務停止3か月間	平成24
【5】	令和2.7.21	令和2.8.3	福島地方司法書士会	584号67頁	不登（非司提携）	業務停止1年3か月間	平成12
【6】	令和2.7.27	令和2.8.7	松山地方司法書士会	584号68頁	職務外非違行為（酒気帯び運転）	業務停止1か月間	平成15
【7】	令和2.7.30	令和2.8.7	大阪司法書士会	584号71頁	債務整理（不合理な契約締結）	業務停止2か月間	平成20
【8】	令和2.7.30	令和2.8.12	東京司法書士会	584号73頁	不登（決済補助者丸投げ）	戒告	平成12
【9】	令和2.9.24	令和2.11.6	長野県会	586号88頁	不登（本人確認・意思確認）	業務停止2週間	平成3
【10】	令和2.10.8	令和2.11.6	長野県会	586号89頁	不登（本人確認情報）	戒告	平成21
【11】	令和2.11.12	令和2.12.16	大阪会	588号98頁	不登（業務停止期間中の業務）	業務停止1年6か月間	昭和54
【12】	令和2.11.24	令和3.1.20	愛知県会	589号84頁	不登（無資格者への名義貸し）	業務停止1か月間	昭和54
【13】	令和3.1.13	令和3.5.28	神奈川県会	592号114頁	遺産承継（横領）	業務停止6か月間	平成15
【14】	令和3.1.13	令和3.5.28	大阪会	592号116頁	債務整理（事件放置）	業務停止2週間	平成20
【15】	令和3.2.3	令和3.5.28	神奈川県会	592号120頁	成年後見（預り金流用）	業務停止1か月間	平成16
【16】	令和3.3.8	令和3.6.25	神奈川県会	594号88頁	債務整理（事件放置）	業務停止4か月間	昭和60

〔別表 3〕令和 3 年度（2021年度）懲戒事例一覧（16例）

	処分日	官報公告日	所属会	本誌掲載号	懲戒事由	処分内容	資格取得
[1]	令和 3.4.28	令和 3.6.18	愛知県会	594 号 89 頁	商登（本人確認・意思確認）	業務停止 1 週間	平成 27
[2]	令和 3.6.7	令和 3.8.6	埼玉会	594 号 91 頁	債務整理・職務上請求用紙	業務停止 2 か月間	平成 8
[3]	令和 3.10.19	令和 3.12.6	東京会	599 号 94 頁	商登（虚偽内容の議事録作成）	業務停止 1 週間	平成 22
[4]	令和 3.11.15	令和 4.1.28	大阪会	601 号 86 頁	債務整理（事件放置等）	業務停止 1 年間	平成 16
[5]	令和 3.12.14	令和 4.2.18	大阪会	602 号 96 頁	不登（預り金横領）	業務停止 6 か月間	昭和 49
[6]	令和 3.12.15	令和 4.2.18	神奈川県会	602 号 99 頁	不登（本人確認情報）	業務停止 2 か月間	平成 11
[7]	令和 3.12.17	令和 4.2.18	石川県会	602 号 97 頁	相続手続（過大な報酬等）	業務停止 2 週間	昭和 38
[8]	令和 4.1.13	令和 4.3.11	東京会	603 号 105 頁	不登（本人確認・意思確認）	業務停止 3 か月間	昭和 54
[9]	令和 4.1.14	令和 4.3.29	東京会	603 号 108 頁	保佐事務（善管注意義務違反）	業務停止 1 か月間	平成 21
[10]	令和 4.1.19	令和 4.3.11	千葉会	603 号 104 頁	債務整理（140 万円超過）	業務停止 2 か月間	平成 29
[11]	令和 4.2.3	令和 4.3.18	広島会	603 号 107 頁	債務整理（事件放置）	業務停止 6 か月間	平成 9
[12]	令和 4.2.10	令和 4.4.8	岡山県会	604 号 132 頁	不登（事件放置）	業務停止 3 か月間	昭和 61
[13]	令和 4.3.4	令和 4.5.20	大阪会	604 号 133 頁	債務整理（140 万円超過）	戒告	平成 9
[14]	令和 4.3.4	令和 4.7.20	大阪会	604 号 133 頁	債務整理（140 万円超過）	戒告	平成 9
[15]	令和 4.3.7	令和 4.7.8	兵庫県会	606 号 100 頁	成年後見等（横領）	業務禁止	平成 16
[16]	令和 4.3.18	令和 4.8.30	群馬会	607 号 116 頁	不登（本人確認・意思確認）	業務停止 2 週間	平成 18

〔別表 4〕令和 4 年度（2022年度）懲戒事例一覧（29例……令和 5 年 6 月 20 日現在）

	処分日	官報公告日	所属会	本誌掲載号	懲戒事由	処分内容	資格取得
[1]	令和 4.4.15	令和 4.7.22	東京会	608 号 96 頁	成年後見（診断書・同意書の偽造）	業務停止 4 か月間	法人
[2]	令和 4.4.15	令和 4.7.22	東京会	608 号 96 頁	成年後見（診断書・同意書の偽造）	業務停止 4 か月間	平成 16
[3]	令和 4.4.21	令和 4.8.12	群馬会	608 号 92 頁	商登（虚偽の総会議事録作成）	業務停止 1 年 6 か月間	昭和 54
[4]	令和 4.4.28	令和 4.8.12	岩手県会	608 号 95 頁	不登・商登（無資格者による業務）	業務停止 1 年間	平成 24
[5]	令和 4.6.6	令和 4.9.6	大阪会	609 号 96 頁	債務整理（事件放置）	戒告	平成 27
[6]	令和 4.6.6	令和 4.9.6	山形県会	609 号 97 頁	不登（本人確認・意思確認等）	業務停止 4 か月間	平成 17
[7]	令和 4.6.6	令和 4.9.6	兵庫県会	609 号 99 頁	非司法書士の被用者	業務停止 2 週間	平成 26
[8]	令和 4.7.11	令和 4.9.6	福岡県会	609 号 101 頁	不登（本人確認・意思確認）	業務停止 3 週間	平成 16
[9]	令和 4.7.19	令和 4.9.6	京都府会	609 号 104 頁	不登（補助者丸投げ）	戒告	平成 24
[10]	令和 4.7.27	令和 4.9.12	愛知県会	609 号 106 頁	不登（申請書類紛失）	戒告	平成 19
[11]	令和 4.8.12	令和 4.10.25	静岡県会	610 号 128 頁	不登（本人確認・意思確認）	戒告	昭和 37
[12]	令和 4.8.24	令和 4.10.25	石川県会	612 号 101 頁	職務上請求書等	業務停止 1 週間	昭和 62
[13]	令和 4.8.31	令和 4.10.25	札幌会	610 号 130 頁	成年後見（横領）	業務停止 6 か月間	平成 16
[14]	令和 4.8.31	令和 4.10.25	兵庫県会	610 号 131 頁	簡裁代理（140 万円超え）	業務停止 3 か月間	昭和 63
[15]	令和 4.8.31	令和 4.10.25	鳥取県会	610 号 133 頁	遺産分割協議書の偽造	業務停止 1 年 6 か月間	平成 14
[16]	令和 4.9.15	令和 4.12.23	東京会	610 号 105 頁	相続放棄を求める書面の送付	戒告	平成 19
[17]	令和 4.10.24	令和 4.12.23	福岡県会	612 号 103 頁	債務整理（事件放置）	業務停止 1 年間	平成 20
[18]	令和 4.11.18	令和 5.1.20	和歌山県会	613 号 92 頁	成年後見（任務終了後の処理放置）	戒告	平成 19
[19]	令和 4.12.7	令和 5.2.24	東京会	614 号 116 頁	職務上請求書	戒告	昭和 57
[20]	令和 5.1.24	令和 5.2.28	愛知県会	614 号 117 頁	不登（本人確認・意思確認等）	戒告	昭和 52
[21]	令和 5.1.26	令和 5.3.31	大阪会	615 号 96 頁	不登（本人確認・意思確認）	業務停止 2 週間	平成 23
[22]	令和 5.1.30	令和 5.3.23	東京会	615 号 92 頁	業務報告書の不提出	戒告	平成 4
[23]	令和 5.2.1	令和 5.3.31	愛知県会	615 号 100 頁	非司提携（非司法書士に従属）	業務停止 6 か月間	平成 25
[24]	令和 5.2.7	令和 5.3.23	兵庫県会	615 号 94 頁	成年後見・不登（預り金の不精算等）	業務停止 1 週間	昭和 51
[25]	令和 5.2.7	令和 5.5.19	茨城会	616 号 130 頁	不登・商登（補助者丸投げ）	業務停止 2 週間	平成 8
[26]	令和 5.2.8	令和 5.3.31	宮城県会	615 号 104 頁	事件放置・預り金の不返還・横領	業務禁止	平成 23
[27]	令和 5.2.16	令和 5.5.19	広島会	616 号 134 頁	債務整理（事件放置）	業務停止 1 年 6 か月間	平成 18
[28]	令和 5.2.20	令和 5.3.31	三重県会	615 号 98 頁	不登（本人確認・意思確認）	業務停止 1 週間	昭和 51
[29]	令和 5.2.27	令和 5.5.19	福岡県会	616 号 131 頁	不登（遺産分割協議書の偽造）	業務停止 2 か月間	平成 25

料の制裁(不動産登記法164条1項)は来年(令和6年)4月1日より施行されるため、司法書士には、相続人による遺産分割を支援し、相続関係登記を促進する重要な責務が課せられることとなった。

この「遺産分割支援業務」は、司法書士にとって、一面においては、債務整理・成年後見・民事信託を超える大きなビジネスチャンスのように見えるけれども、しかし、同業務は、利益相反の論点に加えて、弁護士法72条の「事件性(紛争性)」要件が絡む非常に難しい倫理問題を包蔵している。いささか不吉な予言を最後に申し上げて恐縮であるが、今後の司法書士の懲戒事件は、遺産分割支援業務を軸に展開するようになると思われる。

- 1) 改正法と同日公布の法律29号「裁判所構成法中改正法律」により、地方裁判所が「必要二応シテ之ヲ民事ノミヲ管轄スルモノ(民事地方裁判所)又ハ刑事ノミヲ管轄スルモノ(刑事地方裁判所)ト為スコトヲ得」(裁判所構成法2条2項追加)とされたことを受けた改正。
- 2) なお、「司法書士会連合会」の名称が、現在の「日本司法書士会連合会」に改められるのは、昭和42年7月17日法律第66号「司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律」においてである。
- 3) なお、新49条に関しては、一般からの懲戒申出制度が創設された(1項・2項追加)。
- 4) 平成14年改正以降、本誌では以下の6回にわたって懲戒・倫理に関する特集が組まれており、今回の特集は7回目になる。
 - ① 月報司法書士396号(平成17(2005)年2月号)「特集：司法書士としての専門家責任と職業倫理」
 - ② 月報司法書士427号(平成19(2007)年9月号)「特集：倫理と懲戒」
 - ③ 月報司法書士464号(平成22(2010)年10月号)「特集：司法書士倫理について」
 - ④ 月報司法書士476号(平成23(2011)年10月号)「特集：綱紀事件を考える」

- ⑤ 月報司法書士551号(平成30(2018)年1月号)「特集：司法書士の行為規範」
- ⑥ 月報司法書士590号(令和3(2021)年4月号)「特集：倫理を学ぶ」
- 5) 『司法書士白書2011年版』(日本司法書士会連合会、2011年)171頁に平成17(2005)年度以降の件数が掲載されたのが最初で、その後、『2023年版』(2023年)136頁までに令和3(2021)年度以前の数字が掲載されている。
- 6) 「弁護士および弁護士法人の数に対する懲戒処分数の割合は、ここ10年間はおおむね0.2%~0.3%の間を推移しており、大きな変化はない」。『弁護士白書2022年版』(日本弁護士連合会、2022年)159頁。
- 7) 小林昭彦＝河合芳光『注釈司法書士法(第3版)』(テイハン、2007年)475頁、小林昭彦＝河合芳光＝村松秀樹(編著)『同(第4版)』(2022年)494頁。
- 8) 原典を正確に再現すれば、以下のとおりである。「弁護士の懲戒制度について、早期に透明化、迅速化、実効化のための所要の改善措置を講じ、当該資格者の氏名を含めて懲戒処分の内容を官報に公表した上で、その他の媒体にも公表すること」。平成13年3月30日閣議決定「規制改革推進3か年計画」「Ⅲ 分野別措置事項」「1. 法務関係」「ア 国民が利用しやすい司法制度の実現」「⑦登録・入会制度の在り方見直し(法務省)」「(b)」。
- 9) 平成14年3月29日閣議決定「規制改革推進3か年計画(改定)」「4 分野別措置事項」「1. 法務関係」「ア 国民が利用しやすい司法制度の実現」「⑨登録・入会制度の在り方見直し(法務省)」「(b)」も同一文章。
- 9) 平成15年7月25日法律第28号「司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律」7条による弁護士法の改正。
- 10) 本誌385号(平成16(2004)年3月号)105頁が最初になる。
- 11) なお、平成15年「司法書士倫理」以前にも、日司連では、昭和59年9月27日理事会で「司法書士執務要綱基準」を決議しており、その後も、

- 平成10年6月25日・26日第56回定時総会決議「司法書士執務規範基準」に基づき、多くの司法書士会で「司法書士執務規範」等が制定されたが、しかし、すべての司法書士会での制定には至っていなかった。日司連執務調査室倫理部会「不動産登記業務と司法書士倫理」本誌464号・前掲注4)③11頁、千野隆二「実践する司法書士倫理」本誌551号・前掲注4)⑤22頁。
- 12) 昭和30年3月19日(旧々)「弁護士倫理」を平成2年3月2日日本弁護士連合会(日弁連)臨時総会決議で全改した(旧)「弁護士倫理」。
- 13) 櫻井清「整理屋提携司法書士と倫理」本誌396号・前掲注4)①33頁。
- 14) 平成15年4月1日法務省令第27号「司法書士法施行規則の一部を改正する省令」。
- 15) このうちの2号業務は、平成11年成年後見制度等関連4法(①平成11年12月8日法律第149号「民法の一部を改正する法律」、②同日法律第150号「任意後見契約に関する法律」、③同日法律第151号「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」④同日法律第152号「後見登記等に関する法律」)の制定を受けたものである。
- 16) 藤江美保「成年後見業務と倫理」本誌396号・前掲注4)①28頁。
- 17) 猪股秀章「最近の懲戒事例より」本誌396号・前掲注4)①26頁。
- 18) 日司連職能賠償保険対策部「全国全員加入保険制度の発足について」本誌396号・前掲注4)①37頁。
- 19) なお、土地家屋調査士に関しても、同日付にて「土地家屋調査士等に対する懲戒処分に関する訓令」(平成19年5月17日法務省民二訓第1082号法務大臣訓令)が発出され、両訓令は、時の法務大臣・長勢甚遠の名を冠して「長勢訓令」と呼ばれた。
- 20) 昭和34年6月19日法務省民事甲第1288号民事局長通達「不当書類作成等の事例の多い司法書士の懲戒処分の実施について」先例集追II511頁、昭和37年3月12日法務省民事甲第685号民事局長通達「司法書士及び土地家屋調査士に対する指導監督の強化について」先例集追III814頁。
- 21) 猪股・前掲注17) 22頁。
- 22) 平成20年度の内訳につき、七戸克彦「近時の司法書士懲戒事例の傾向分析」本誌476号・前掲注4)④7-11頁。
- 23) 安藤信明「綱紀事件及び懲戒事件の現状と問題点」本誌476号・前掲注4)④20頁。
- 24) 『司法書士白書2012年版』(日本司法書士会連合会、2012年)174-175頁、『同2023年版』(2023年)153頁。なお、同通知は、訓令4条の情状等の考慮要素の例として、以下の3点を挙げている。「1 当該非違行為による関係者及び社会に与える影響の大きさ(例えば、当該非違行為が原因で関係者に経済的な損失が生じたか否か、生じた場合にはその多寡)」「2 当該非違行為の動機及び態様の悪質性(例えば、当該非違行為が反復継続されてきたものか、1回限りのものか)」「3 被処分者が非違行為の調査に当たって自らの行為を申告する等調査に協力したかどうか」。
- 25) 安藤・前掲注23) 22頁。
- 26) 『注釈司法書士法(第3版)』前掲注7) 467頁。
- 27) 安藤・前掲注23) 22頁。
- 28) 安藤・前掲注23) 27頁。
- 29) 上記平成23年大綱から3年後の平成26年6月19日・20日第77回定時総会承認「司法書士法一部改正要綱(第1次日司連案)」「6 懲戒」参照。
- 30) 今川嘉典「司法書士法改正の経緯と今後の展望」本誌580号(令和2(2020)年6月号)「特集：司法書士法改正——新たな使命をもった法律家」6頁。
- 31) 『司法書士白書2016年版』(日本司法書士会連合会、2016年)137頁、『2017年版』165頁、『2018年版』128頁、『2019年版』156頁。
- 32) 前記1(2)③昭和53年司法書士改正に伴い制定された昭和53年12月15日法務省令「司法書士法施行規則」31条を、前記1(2)⑥平成14年改正に伴う平成15年改正(前掲注14))で42条に繰り下げ。

- 33) 須賀淳治「東京司法書士会における苦情事件処理のし手続と流れ」本誌476号・前掲注4)④19頁。
- 34) なお、最（2小）判平成18・1・13民集60巻1号1頁（シティズ貸金訴訟上告審）以降のいわゆる「過払いバブル」は、平成21年をピークに減少に転じ、平成28年の過払金請求訴訟件数は、平成18年以下まで収縮している。
- 35) 奥山雅士「新たな懲戒制度の概要」本誌580号・前掲注30）15頁、加藤政也「司法書士法人にかかる司法書士法改正」本誌580号・前掲注30）22-23頁。
- 36) 令和2年6月10日政令第179号「司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」。
- 37) ①民事月報75巻9号（2020年）72頁、②登記研究874号（2020年）136頁。なお、同日付にて、土地家屋調査士に関しても、令和2年7月20日法務省民二訓第2号法務大臣訓令「土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人に対する懲戒事務処理規則」が発出されている。①民事月報75巻9号（2020年）117頁、②登記研究874号（2020年）181頁。
- 38) ①民事月報75巻9号（2020年）74頁、②登記研究874号（2020年）138頁。なお、同日付にて、土地家屋調査士に関しても、令和2年7月20日法務省民二第461号民事局長通達「土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人に対する懲戒事務処理細則について」が発出されている。①民事月報75巻9号（2020年）119頁、②登記研究874号（2020年）183頁。
- 39) 大西勇「司法書士及び司法書士法人に対する懲戒事務処理規則及び同細則の逐条解説」①民事月報75巻10号（2020年）7頁、②登記研究875号（2021年）25頁、③登記情報714号（2021年）4頁。
- 40) 法務省民事局民事第二課「司法書士及び司法書士法人に対する懲戒処分の考え方（処分基準等）の解説」①民事月報75巻9号（2020年）27頁、②登記研究874号（2020年）105頁。
- 41) なお、②細則の制定に伴い、平成26年民二第401号通達は廃止された。②細則附則2項。
- 42) 平成18年現行「信託法」（平成18年12月15日法律第108号）制定後、平成20年代になって活発化した、民事信託業務に関する日司連や一般社団法人民事信託推進センターの活動について、本文掲記の令和3年東京地判は、「顕著な事実」として、詳細な説示を行っている。判旨によれば、三井住友信託銀行における信託口口座の開設状況は、平成30年2月末→平成31年3月末時点で、司法書士68%→73%に対して、税理士10%→9%、弁護士8%→8%、行政書士6%→7%であるという。
- 43) 半田久之＝春口剛寛「『司法書士行為規範』の策定と民事信託支援業務に係る規定」信託フォーラム19号（2023年）27頁。
- 44) 令和3年4月28日法律第24号「民法等の一部を改正する法律」。